質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準新旧対照表

（改正部分は、下線部分である。）

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>第１条～第９条　（略）
（許可の取消しを行うべき場合）
第１０条　次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。ただし、質屋又はその法定代理人に帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって速やかに是正し又は回復することができ、かつ、現に是正し又は回復しようとしているとき等は、この限りでない。
⑴　（略）
⑵　質屋が法第３条第１項第３号、第５号又は第８号に該当した場合
⑶　質屋が法人である場合において、その業務を行う役員のうちに法第３条第１項第１号若しくは第３号から第６号までのいずれかに該当した者又は許可の取消しを行おうとする日以前３年以内に法第５条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。
⑷　質屋の法定代理人が法第３条第１項第１号、第３号若しくは第６号に該当し、又は該当するに至った場合
⑸　（略）
２　（略）
第１１条～第１３条　（略）
別表第１（第３条関係）
<table><tr><th>項</th><th>法令違反行為</th><th>関係条項</th><th>分類</th></tr><tr><td>1</td><td>無許可営業</td><td>法第５条、法第３０条</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="4">〃</td></tr><tr><td>4</td><td>営業制限違反</td><td>法第１２条、法第３１条</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="4">〃</td></tr></table></td><td>第１条～第９条　（略）
（許可の取消しを行うべき場合）
第１０条　次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。ただし、質屋又はその法定代理人に帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって速やかに是正し又は回復することができ、かつ、現に是正し又は回復しようとしているとき等は、この限りでない。
⑴　（略）
⑵　質屋が法第３条第１項第３号、第４号、第６号又は第９号に該当した場合
⑶　質屋が法人である場合において、その業務を行う役員のうちに法第３条第１項第１号若しくは第３号から第７号までのいずれかに該当した者又は許可の取消しを行おうとする日以前３年以内に法第５条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。
⑷　質屋の法定代理人が法第３条第１項第１号、第３号、第４号若しくは第７号に該当し、又は該当するに至った場合
⑸　（略）
２　（略）
第１１条～第１３条　（略）
別表第１（第３条関係）
<table><tr><th>項</th><th>法令違反行為</th><th>関係条項</th><th>分類</th></tr><tr><td>1</td><td>無許可営業</td><td>法第５条、法第３０条</td><td>A</td></tr><tr><td colspan="4">〃</td></tr><tr><td>4</td><td>営業制限違反</td><td>法第１１条、法第３１条</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="4">〃</td></tr></table></td></tr>
</table>

6	確認義務違反	法第１３条前段、法第３２条	C
7	帳簿等記載等義務違反	法第１４条、法第３２条	C
8	帳簿保存義務違反	法第１５条第１項、法第３２条	C
9	品触書保存等義務違反	法第２１条第２項、法第３２条	C
10	品触れ相当品届出義務違反	法第２１条第３項、法第３２条	B
16	帳簿毀損等届出義務違反	法第１５条第２項、法第３３条第１号	C
17	質契約内容の掲示義務違反	法第１７条第１項、法第３３条第１号	C
18	三月未満の流質期限の定め	法第１７条第２項、法第３３条第１号	C
19	掲示内容違反契約	法第１７条第３項、法第３３条第１号	C
22	不正品申告義務違反	法第１３条後段	C
23	質受証交付義務違反	法第１６条第１項	D
24	受取権者確認義務違反	法第１８条第２項	D
25	質物が滅失等した場合の通知義務違反	法第２０条第１項	D
26	損害賠償請求権放棄契約	法第２０条第３項	D

別表第２（第３条関係）

項	法令違反行為	分類
1	刑法（明治４０年法律第４５号）第９	E

6	確認義務違反	法第１２条前段、法第３２条	C
7	帳簿等記載等義務違反	法第１３条、法第３２条	C
8	帳簿保存義務違反	法第１４条第１項、法第３２条	C
9	品触書保存等義務違反	法第２０条第２項、法第３２条	C
10	品触れ相当品届出義務違反	法第２０条第３項、法第３２条	B
16	帳簿毀損等届出義務違反	法第１４条第２項、法第３３条第１号	C
17	質契約内容の掲示義務違反	法第１６条第１項、法第３３条第１号	C
18	三月未満の流質期限の定め	法第１６条第２項、法第３３条第１号	C
19	掲示内容違反契約	法第１６条第３項、法第３３条第１号	C
22	不正品申告義務違反	法第１２条後段	C
23	質受証交付義務違反	法第１５条第１項	D
24	受取権者確認義務違反	法第１７条第２項	D
25	質物が滅失等した場合の通知義務違反	法第１９条第１項	D
26	損害賠償請求権放棄契約	法第１９条第３項	D

別表第２（第３条関係）

項	法令違反行為	分類
1	刑法（明治４０年法律第４５号）第９	E

	５条、第２３５条、第２４３条（第２３５条に係る部分に限る。）、第２４７条、第２５０条（第２４７条に係る部分に限る。）、第２５６条第２項又は第２６１条に規定する罪に当たる行為			５条、第２３５条、第２４３条（第２３５条に係る部分に限る。）、第２４７条、第２５０条（第２４７条に係る部分に限る。）、第２５６条第２項又は第２６１条に規定する罪に当たる行為	
7	工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第７０条（第３号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F	7	産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第７８条（第３号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	F
21	著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１１９条第２項（第３号（第１１３条第１項第２号の申出に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、第１２０条の２（第１号（譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。）、第３号（第１１３条第３項第３号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。）又は第４号（第１１３条第５項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E	21	著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１１９条第２項（第３号（第１１３条第１項第２号の申出に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、第１２０条の２（第１号（譲渡、輸入又は所持に係る部分に限る。）、第３号（第１１３条第４項第３号の頒布、輸入又は所持に係る部分に限る。）又は第４号（第１１３条第６項の輸入、頒布又は所持に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
29	不正競争防止法（平成５年法律第４７号）第２１条第２項（第１号（第２条第１項第１号又は第１４号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）、第３号（第２条第１項第３号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）又は第７号（第１６条又は第１７条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E	29	不正競争防止法（平成５年法律第４７号）第２１条第２項（第１号（第２条第１項第１号又は第２０号の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）、第３号（第２条第１項第３号の譲渡、輸出又は輸入に係る部分に限る。）又は第７号（第１６条又は第１７条の譲渡、引渡し、輸出又は輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	E
39	１から３８までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇(ほう)助する行為又は当	当該法令	39	１から３８までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幇(ほう)助する行為又は当	当該法令

	該行為を教唆する行為	違反行為に係る分類と同一の分類

	該行為を教唆する行為	違反行為に係る分類と同一の分類